

24 川健障計第 1885 号
平成 25 年 3 月 7 日

川崎市で事業所を運営する法人 代表者 様

川崎市健康福祉局障害保健福祉部障害計画課長

障害者自立支援法改正に係る定款等の変更について（通知）

平素より本市障害保健福祉行政の推進に御協力いただきありがとうございます。

さて、標記について、「障害者自立支援法（平成17年法律第123号）」は、平成24年6月に成立した「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律（平成24年法律第51号）」の施行に伴い、平成25年4月1日から「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改正されます。

このことにより、平成24年12月21日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課事務連絡（資料1）において「法人の定款内容に「障害者自立支援法」という用語を用いている場合は、速やかに変更が行われることが望ましいが、当該定款の該当部分が明確に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に係るものであると判断できる場合については、当該部分の内容に実質的な変更がないときに限り一定の猶予を認める」とされたところです。この「一定の猶予」に係る本市の取扱いは、次のとおりとしたので、遺漏なきよう御対応ください。

- 同事務連絡では定款の変更について「一定の猶予期間も認める」としているが、法との整合をとるため、本市においては原則平成25年度中に定款を変更するものとする。
- その他、改正に伴う運営規程及び契約書等の変更については、資料2を参照すること。

(資料)

- 1 平成24年12月21日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課事務連絡
- 2 障害者自立支援法の改正に係る法人の定款変更等の取扱いについて

(障害計画課自立支援係・施設支援担当)

電話 044-200-2927・2675

FAX 044-200-3932

E-mail 35syokei@city.kawasaki.jp

事務連絡
平成24年12月21日

都道府県
各 指定都市 障害保健福祉主管課 御中
中核市

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部企画課

障害者自立支援法の改正に係る法人の定款変更の取扱いについて

平素より、障害保健福祉施策に格段のご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）につきましては、本年6月に成立した地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律（平成24年法律第51号）の施行に伴い、平成25年4月1日から「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改正されます。

この改正により、法人の定款内容に「障害者自立支援法」という用語を用いている場合は、速やかに変更が行われることが望ましいですが、当該定款の該当部分が明確に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に係るものであると判断できる場合（別紙参照）については、当該部分の内容に実質的な変更がないときに限り一定の猶予を認めることとしますので連絡いたします。

各自治体におかれましては、ご了知の上、管内市（区）町村、関係法人等に周知していただきますようお願いいたします。

(照会先)
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課
企画法令係 担当：山崎
TEL 03-5253-1111 (3022)
FAX 03-3502-0892

定款変更に係る一定の猶予が認められる場合

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律（平成 24 年法律第 51 号）の施行に伴い、障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に改正されることで、法人が定款内容を変更する必要性がある場合であって当該変更に一定の猶予（次の定款変更の際に併せて改正する等）を認める場合は、定款の該当部分に同法に定める事業が具体的に明記されている場合その他の定款内容が明確に障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に係るものであると判断できる場合とする。

【具体例】

次の場合は、「障害福祉サービス事業」「相談支援事業」「移動支援事業」という事業名により、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業であることが類推できることから、定款変更に一定の猶予を認める場合となる。

定款 第〇条 この法人は、その目的を達成するため・・・次の事業を行う。

1. 障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業
2. 障害者自立支援法に基づく相談支援事業
3. 障害者自立支援法に基づく移動支援事業

ただし、この例示は一定の猶予が認められる場合の一例であり、必ずしもこの文言に限定するものではない。

定款内容が明確に障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に該当するものであれば、定款変更に係る一定の猶予は認めることとなることにつき、ご留意願いたい。

【留意事項】

「共同生活介護」については、平成 26 年 4 月 1 日から「共同生活援助」に一元化されるが、法律の規定上、「共同生活介護」を改正後の「共同生活援助」として類推できないことから、定款変更に一定の猶予を認める場合とならない。

したがって、例えば平成 25 年 4 月 1 日以降に「障害者自立支援法に基づく共同生活介護」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための

法律に基づく共同生活介護」に変更した場合、平成26年4月1日以降に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく共同生活援助」へ再度変更が必要となることにつき、ご留意願いたい。

障害者自立支援法の改正に係る法人の定款変更等の取扱いについて

平成25年3月7日

川崎市健康福祉局障害計画課

1 法人の定款変更について

- 別添厚生労働省事務連絡のとおり、平成25年4月に障害者自立支援法が改正によって、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に名称が改正されることにより、法人の定款内容に「障害者自立支援法」という用語を用いている場合には、変更が必要となる。
- 同事務連絡では、定款の変更について「一定の猶予期間も認める」としているが、法との整合をとるため、本市においては原則として、平成25年度中に定款を変更するものとする。
- なお、定款変更が完了した場合には、事業に係る変更に該当するため、法人は障害者自立支援法に基づく事業所指定権者（本市）への届出が必要となる。
- なお、平成26年4月に「共同生活介護」が「共同生活援助」に一元化されることに伴う対応については、猶予期間は認められないものとされていることに留意すること。

2 運営規程について

運営規程の変更は、都道府県（政令中核市）に届出を行う項目となっているため、今回の変更については、本市に変更の届出を行うこと。

（現記載例）

社会福祉法人〇〇が設置する△△ケアセンター（以下「事業所」という）が行う障害者自立支援法（以下「法」という）に基づき実施する指定生活介護事業・・・・

（変更例）

社会福祉法人〇〇が設置する△△ケアセンター（以下「事業所」という）が行う障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という）に基づき実施する指定生活介護事業・・・・

3 重要事項説明書・契約書等の取扱いについて

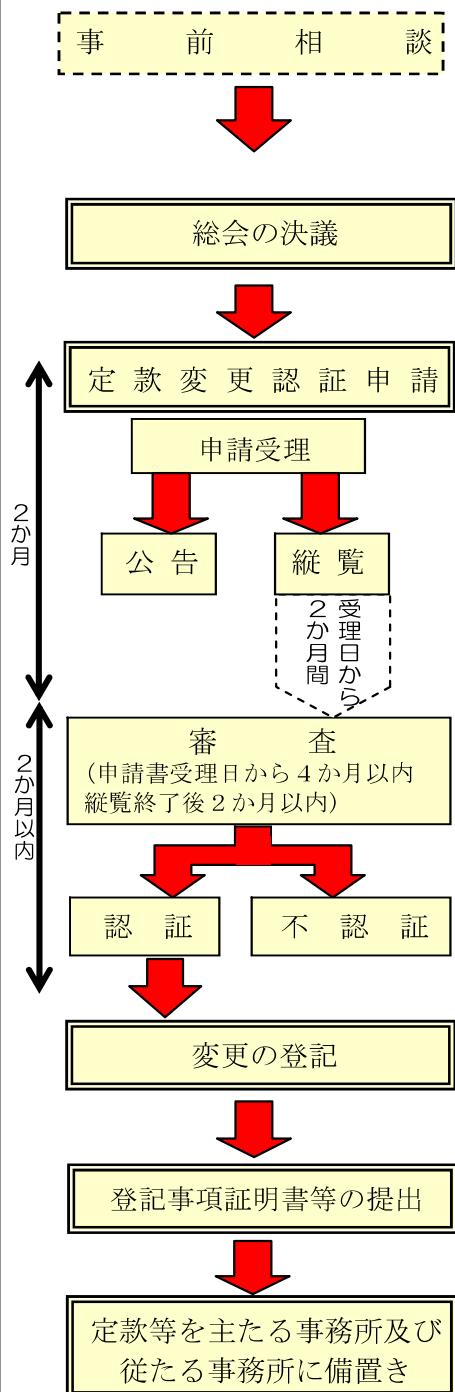
- 重要事項説明書及び利用契約書等に根拠法の記載がある場合は、様式を変更する必要がある。
- この場合、既存の利用者に対しては、平成25年4月の時点で契約を締結し直す必要はないが、現在の契約の次回更新時に新様式で契約を更新すること。

障害者自立支援法の改正に伴い定款変更を行う特定非営利活動法人の皆様へ

定款を変更するときは、定款に定められた変更方法により総会での議決を経る必要があります。その後、変更事項によって所轄庁の認証又は届出が必要です。障害者自立支援法の改正に伴い定款の目的・事業名を変更する場合は、所轄庁の認証が必要となりますので、ここでは、定款変更認証申請に関する手続きについてご案内いたします。

1 定款変更認証申請に関する手続

[1] 手続の流れ



申請書類(次ページ[2]参照 ※議事録を除く)を事前相談時にご用意ください。事前相談は予約制とさせていただいておりますので、1週間前までにご予約ください。

(予約先 044-200-2341 市民協働推進課)

定款で定めるところにより、総会を開催し、定款変更の議決を得なければなりません。定款で特別な定めがない限り、社員総数の2分の1以上が出席し、その出席者の4分の3以上の議決が必要となります。

定款変更認証申請書類を川崎市長(市民協働推進課)に提出します。

<公告>申請書類の受理後、申請のあった年月日、申請された法人の名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地、定款に記載された目的を市掲示板で公告するとともに市公報に掲載します。
<縦覧>また、申請書類のうち、③定款、(該当ある場合は、④事業計画書 2事業年度分、⑤活動予算書 2事業年度分を、2か月間、かわさき情報プラザにおいて縦覧するとともに、市ホームページ上でも公開します。

[<http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/32-7-6-4-0-0-0-0-0.html>]

川崎市は、申請書受理日から4か月以内(縦覧期間の終了後2か月以内)に、認証又は不認証の決定をし、書面を交付します。

定款の変更事項に登記事項の変更を含む場合には、認証の決定を受けた日から2週間以内に、法務局で変更の登記をする必要があります。参考：法務省ホームページ

[<http://www.moj.go.jp/ONLINE/COMMERCE/11-1.html>]

変更の登記をした後は、遅滞なく、登記事項証明書及びその写しを川崎市に提出してください。

変更後の定款、認証通知書の写し(登記事項の変更を含む場合には、登記事項証明書の写し)を法人の主たる事務所及び従たる事務所に備え置かなければなりません。

[2] 申請書類

ア 共通

	様 式 及 び 添 付 書 類	提出部数
①	定款変更認証申請書（第7号様式）	1部
②	定款変更を議決した社員総会の議事録の謄本	1部
③	変更後の定款	2部

イ 特定非営利活動の種類又は事業の変更を含む場合

変更事項が「特定非営利活動の種類」、「特定非営利活動に係る事業」又は「その他の事業」の変更を含む場合は、次の書類が必要となります。

④	定款変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書	2部
⑤	定款変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の活動予算書	2部

[3] 書類の提出方法

上記の申請書類（①～⑤）は、持参又は郵送でご提出ください。

なお、認証申請については、事前相談も実施しています。

電子による申請も可能です。詳しくは、下記アドレスのネット窓口かわさきをご覧ください。

[アドレス <http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/16-13-0-0-0-0-0-0-0.html>]

[4] 認証後の提出書類（登記事項の変更を含む場合）

定款の変更事項に登記事項の変更を含む場合には、認証の決定後2週間以内に、法務局において変更の登記を行う必要があります。変更の登記をした後は、遅滞なく、次の書類を提出してください。

⑥	定款の変更に係る登記をしたことを証する登記事項証明書	1部
⑦	定款の変更に係る登記をしたことを証する登記事項証明書の写し	1部

[5] 認証後の定款等の閲覧・謄写

定款変更の認証後、変更後の定款及び提出された⑦は、かわさき情報プラザで閲覧・謄写（コピー）の用に供します。（法第30条）

◆定款変更認証申請に必要な様式は市ホームページからダウンロードできます。

<http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/32-7-6-2-2-0-0-0-0.html>

問い合わせ

川崎市 市民・こども局 市民協働推進課

NPO法人認証係

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1

電話 044-200-2341（直通）

FAX 044-200-3911